

平成27年第1回茂原市教育委員会会議（1月定例会）日程

1月29日（木）15:00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市東部台文化会館の管理に伴う茂原市教育委員会への事務委任について

（報告事項）

- 1 平成26年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰者の決定及び表彰式について
- 2 茂原市奨学資金貸付について
- 3 平成27年第2回（2月定例会）、平成27年第3回（3月臨時会）及び平成27年第4回（3月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 4 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

**★(会議結果) 議決事項について、議案第1号は原案どおり可決されました。**

## 茂原市教育委員会会議録

平成27年第1回（定例会）

- 1 期日 平成27年1月29日（木）  
開会 午後3時00分  
閉会 午後4時18分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員  
委員長 鎌田 俊郎  
委員長職務代理者 鈴木 一代  
委員 齋藤 晟  
委員 足立 俊夫  
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員  
教育部長 鈴木 健一  
教育部次長（教育総務課長） 藤乗 裕喜  
学校教育課長 宮本 昌典  
生涯学習課長 高中 正典  
体育課長 大和久義照  
中央公民館長 酒井 映明  
美術館・郷土資料館長 津田 芳男  
教育総務課長補佐 中村 一之  
教育総務課主事 松本 卓也
- 5 署名人の指定  
委員 足立 俊夫  
委員 鈴木 一代

- 鎌田委員長 : 平成27年第1回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。  
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。  
本日の会議録署名人は、足立委員と鈴木委員にお願いいたします。  
これより会議事項に入ります。  
本日は、議案が1件となっております。  
議案第1号「茂原市東部台文化会館の管理に伴う茂原市教育委員会への事務委任について」の説明をお願いします。
- 鈴木教育部長 : 第1号議案「茂原市東部台文化会館の管理に伴う茂原市教育委員会への事務委任について」ご説明いたします。  
本議案は、12月の教育委員会会議において報告させていただきました、市長から依頼の東部台文化会館の管理に伴う教育委員会への事務委任について、現状の東部台文化会館の利用形態等を考慮し、市民会館と同様に、平成27年4月1日より教育委員会で事務委任を受けることを承認しようとするものです。  
議案第1号の参考資料「茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」をご覧ください。  
条例の提案理由は、茂原市東部台文化会館及び茂原勤労者体育センターを統合し、その管理を教育委員会に委任するにあたり所要の改正をするも

のです。

主な改正点は、第1条の「市民及び勤労者の福祉の増進及び文化、教養の向上」を「市民の文化、教養の向上及び福祉の増進」に設置目的を改めるものです。

また、附則第2条におきまして茂原勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止し、茂原市東部台文化会館及び茂原勤労者体育センターを統合するものです。

ご審議よろしくお願ひいたします。

鎌田委員長 : 前回この件については、話し合いがあったと思いますが、何か他にございましたらお願いします。

足立委員 : 新旧対照表の4ページ。第15条は委員会についてなんですが、委員10人以内だったものを7人以内にした理由を聞かせてください。

鈴木教育部長 : こちらにつきましては、管理は市長部局ですので、減った理由の主な要因としましては、勤労者の部分の委員が減りましたので、その3名分と聞いております。

足立委員 : おっしゃることは分かりますが、それでいいんでしょうか。

鈴木教育部長 : 委員の定数というのは、市の条例の中で定めるにあたって、こちらは事務委任という形で事務の委任を受ける形ですので、7名で行うという主旨であればこちらはそのまま受けるということで対応したいと思います。

足立委員 : 事務委任をする形になるのですが、第3条に文化会館に館長その他必要な職員を置くということですが、職員は何人いるのですか。

鈴木教育部長 : 現状の職員数は、正規職員が4人、非常勤職員が3人ということです。

足立委員 : 正規職員の中に館長が入っているわけですか。

鈴木教育部長 :

足立委員 : はい。

足立委員 : 事務委託をしているわけで、他に職員はいるのでしょうか。それともこの非常勤職員の方は、正規職員が休暇の時に出勤するのでしょうか。

鈴木教育部長 : 東部台文化会館の正規職員4人というのは、事務室で管理運営している4人で、その他非常勤職員が1人います。あと非常勤職員2人が図書室にいます。それ以外に東部台文化会館のホールの委託などを行っているので、業者の職員が土日祭日・夜間など委託時間におります。

内容的には、人員配置も業務そのまま引き継ぐという形での事務委任になります。

齋藤委員 : 勤労ホームが無くなるのですが、今まで利用していた人たちは困りませんか。

鈴木教育部長 : 勤労者の部分について、条例の中から削除していますが、市民として、あるいは市内で働いている人として使うことに一切支障はありません。東部台文化会館という施設が、地域コミュニティーの中に溶け込んでいる施設になっていますので、あえてそこに勤労者福祉という部分を特化する必要性が薄れたと理解しています。

鎌田委員長 : 他に無いようでしたら、採決に入ります。

議案第1号について、原案通り可決することにご異議はございませんか。

各委員 : 異議なし。

鎌田委員長 : 議案第1号は、全会一致で原案通り可決することと決定致しました。

続きまして、報告事項に入ります。報告事項の1「平成26年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰者の決定及び表彰式について」の説明をお願いいたします。

藤乗教育部次長 : 平成26年度の「茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者」の表彰式及び被表彰者について、ご報告いたします。

表彰につきましては、「茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰要綱」第2条により、学芸、文化、体育の全国大会又は県大会で優秀な成績をおさめた方等を教育長が表彰することとなっています。

表彰式ですが、2月17日（火）の教育委員会第2回定例会終了後の15時から市役所5階の501・502会議室で行います。内容は次第を

添付しておりますのでご確認ください。ご多忙中のことと存じますがよろしくお願いたします。

次に被表彰者ですが、「茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰要綱」及び内規に基づき、全国大会で3位以上の入賞者、又は県大会での1位の入賞者に相当する優秀な成績をおさめた方々を表彰いたします。

今年度は、学芸部門では小学生17名1団体、中学生5名の計22名と1団体を表彰いたします。体育部門では小学生4名、中学生8名、一般5名の計17名を表彰します。

また、足立委員からご指摘があったのですが、世界大会で表彰された方がおりますが、その区分が全国2位というのは、どうかということでしたが、内規に準じて世界大会の方も該当するということでしたので、特に世界何位というようなことは書いていませんが、特に優秀な成績を収めたということでご理解いただければと思います。

中村課長補佐 : 成績の大会名ですとか順位については表彰状に記載します。区分については、分かりやすいように資料にのみ記載してあります。

鎌田委員長 : 茂原の空手は何故こんなに優秀なのでしょう。

鈴木教育部長 : 空手は今関さんという方がやっております。道場も墨田にありますし、今関さんは全日本空手道連盟の中にいくつか流派があるのですが、その中の和道会という流派があって、この辺は和道会の人結構たくさんいると聞いています。

古谷教育長 : あと武道館も和道会ですよ。元吉さん。

齋藤委員 : 3番なんです、ダンスコンクールというのはどんなダンスをするのですか。

中村課長補佐 : 資料によるとヒップホップダンスです。お祭り等に出演しているような。

古谷教育長 : これは東郷小学校の6年生が、希望者で組織したグループです。

指導も学校の先生がして、今はダンスというのが体育の中に必修科目であります。朝日新聞の主催ですから、東郷小学校の6年生が頑張っているものです。

足立委員 : 全国2位の38、39ですが、両方とも大人ですが親子ですか。それとも兄弟なのか。

中村課長補佐 : 住所は一緒ですが、年齢が入っていないので親子か兄弟なのかは分かりません。

高中生涯学習課長 : 聞いた話ですが、翔太さんが息子さんと、高良さんが父親だそうです。お二人とも空手をやっている。

鎌田委員長 : 他に無ければ、次の報告事項へいきます。

報告事項の2「茂原市奨学資金貸付について」の説明をお願いします。

藤乗教育部次長 : 報告事項の2「茂原市奨学資金貸付について」のご説明を申し上げます。

27年度も引き続き奨学資金の新規貸付を実施いたします。内容については昨年と同様、高等学校等は月額1万5千円以内、大学・専修学校（専門課程）は月額5万円以内の貸付となります。また、修学費とは別に希望者には、入学時の修学支度金を高等学校等は10万円以内、大学・専修学校（専門課程）は15万円以内で貸付いたします。

貸付の流れとしましては、まず広報2月1日号で告知し、申請書を2月2日（月）から3月13日（金）まで9階教育総務課で配付いたします。申請の受付は3月19日（木）まで随時受付いたします。その後、申請者の審査を4月中に行い、審査に通った貸付決定者へは5月中旬に貸付決定通知を送付いたします。奨学資金の交付は、5月下旬と9月下旬に半期分ずつ奨学生本人の通帳に振り込む予定です。なお、今年度から奨学資金管理システムを導入した関係で、今までは納付書による返済のみでしたが、今後は茂原にある千葉銀行3店舗に限りませんが口座引落としが可能になるということで、貸付者の利便性が向上するものと期待されています。以上が、奨学資金貸付の概要及び申請についてです。

鎌田委員長 : 今のご説明で何かご質問はありますか。

- 鈴木職務代理 : 最近借りる方が少なくなっているというお話が去年あったと思いますが、ちなみに26年度はどれくらいの利用者でしたか。
- 藤乗教育部次長 : 12名です。大学生が10名の専門学校生が2名ということです。
- 足立委員 : 奨学資金の交付は毎年5月と9月末日までに上半期・下半期6ヶ月分とありますが、まとめて入金するのでしょうか。
- 藤乗教育部次長 : 貸付の場合は、手渡しというものは無く必ず口座振込で対応させていただいております。
- 足立委員 : そうすると半年分ずつ振り込まれて、1回で半年分おろしてしまうことも考えられますよね。どうなのかなと思います。
- 藤乗教育部次長 : その辺は奨学生に適正な管理をお願いするしかないと思いますが、こちらでも毎月何十人もの方々に振り込む負担を考えますと大変ですので、まとめて半期分ずつ振り込ませていただいています。
- 古谷教育長 : 大学の授業料の納付は、今も半期ずつですかね。
- 宮本学校教育課長 : 半期ずつです。
- 齋藤委員 : 返済なんですけど、滞っている方がだいぶおられると聞いた覚えがありますが、その方たちの連帯保証人からも返済してもらうことはできないのですか。
- 藤乗教育部次長 : 滞納者につきましては、以前はかなり多く見受けられましたが、茂原市も債権管理条例が出来まして、奨学資金貸付の滞納者につきましては、毎月督促をしておりますし、またそれでも払われない方については催告書を送って納付するようお願いしています。それでも払われない方については、連帯保証人へ催告しています。
- 齋藤委員 : 連帯保証人へ催告するのは1ヶ月を過ぎて年率9.1%になった時でしょうか。
- 藤乗教育部次長 : 後で詳しく申し上げますが、かなり高額で長期間払ってない方について裁判所へ支払督促を求める手続きを行いました。それについては、後ほど協議事項の中で報告させていただきます。
- 齋藤委員 : 支払が遅れる場合は1ヶ月以上かかると思いますので、利息が9.1%でかなり高額になりますので、厳しいと思いお聞きしました。
- 足立委員 : 1ヶ月5万円を上限とするとあるので半期で30万円ですよ。そうすると奨学金を受けている方は、授業料に充てている方が多いということでしょうか。日ごろの生活費に充てるのではなく、高額で入ったものを全部おろして授業料に充てている方が多いということですか。
- 藤乗教育部次長 : 実態までは把握していませんが、たまたま授業料の納付期限と貸付金の交付日が重なっておりますので、そのような使い方をする方はいるのではないかと推測されます。
- 鎌田委員長 : 7の家計基準の表の見方が分からないんですが、単位は万円ですよ。
- 藤乗教育部次長 : これは下に書いてありますが、源泉徴収票の支払金額税込の金額が750万円ということです。
- 鎌田委員長 : その他の世帯というのはなんですか。
- 藤乗教育部次長 : 給料所得以外の世帯。自営業ですとか、農家の方とか。
- 鎌田委員長 : そうすると750万円の家庭収入があるということですか。
- 齋藤委員 : その他の世帯は約300万円だと、どうしてこんなに低いでしょう。
- 中村課長補佐 : その他の世帯は、所得金額で経費を引いた金額です。給与所得世帯は総額です。学生支援機構の基準に準じています。
- 鎌田委員長 : 家計の基準がこの金額以下の方へ貸し付けているということですか。
- 中村課長補佐 : はい。実際はもっと細かい区分があって、例えば子供が何人かいて国立大学に通っている場合と私立大学に通っている場合とでも違います。また、通学と下宿とでも控除額が変わってくるので、あくまでも目安として見ていただくための表です。
- 鎌田委員長 : 他に無いようでしたら、報告事項の3「平成27年第2回(2月定例会)、

平成27年第3回（3月臨時会）及び平成27年第4回（3月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」の説明をお願いします。

藤乗教育部次長：第2回定例会につきましては、2月17日の火曜日、午後1時から9階会議室で行いたいと思います。終了後、15時から学芸体育功労表彰式を予定しております。それから3月の臨時会は、毎年教職員の異動の関係で臨時会を催しておりますが、今年度につきましては3月11日水曜日、午後1時からこの会議室で行いたいと思います。3月の定例会でございますが、3月26日木曜日、午後3時から9階の会議室で行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

鎌田委員長：この日程でよろしいでしょうか。

各委員：はい。

鎌田委員長：その他何か報告はありますでしょうか。

宮本学校教育課長：学校教育課から1点ご報告させていただきます。

内容は、茂原市立小中学校と茂原市立幼稚園の適正規模の検討についてということで説明させていただきます。本日説明させていただいて、またご意見を頂戴しながら、年度末で議案として決定をいただくという日程で考えています。

まず最初に、小中学校の方からご説明させていただきます。茂原市内14の小学校、7つの中学校がございますが、やはり学校の規模というのが年々子どもの数の減少に伴い、学級数も減少傾向にあります。

ご存じのように新治小学校等は複式学級も発生している状況でして、文科省からも学校の統廃合についての手引きもつい先立て出された状況です。茂原市としても適正規模というものを、今までは国に準じてきたところがございますが、茂原市としての適正規模を検討させていただき、それを受けて今後の学校のあり方に結び付けていきたいという考えです。

現在の小中学校児童生徒数についてですが、小学校は昭和59年度の8,055人220学級、中学校は平成元年の4,163人105学級をピークに、以降減少傾向が今現在も続いています。今年度は児童生徒数は小学校が4,234人（ピーク時との比較で52.6%）、中学校が2,366人（同56.8%）まで減少している状況です。学級数も小学校が151学級（同68.6%）、中学校が72学級（68.6%）となっています。

今後の推計として、32年度になると児童生徒数は小学校が3,834人、中学校が2,006人となり、26年度よりも更に小学校で400人、中学校で360人減少する見込みとなっています。

そのような中でこれまで国の方での小中学校の適正規模というものは、学校教育法施行規則により、小中学校とも「学級数は、12学級以上18学級以下」と定められています。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではないと弾力的なものとなっています。

これを現在の茂原市の学校の学級数にあてはめると、国の標準を下回る小学校が8校（豊田小、二宮小、西小、鶴枝小、本納小、新治小、豊岡小、緑ヶ丘小）、中学校が3校（本納中、早野中、西陵中）ございます。この11校の32年度の学級規模は、小学校の中で標準規模となるのは1つの小学校のみで、あとは単学級になってしまうというような状況です。また中学校の方も3校あるわけですが、いずれも下回っているという状況です。

このような中で先程申しましたように、平成27年1月19日に文科省が中央教育審議会に対して「公立小学校・中学校の適正規模・配置等に関する手引き（案）」を提示したところです。その中では、児童生徒は一定の集団規模が確保されていることが望ましいと謳っておりまして、やはり適正規模というものにあてはまるように各自治体の方でも努力してもらいたいとなっています。とりわけ小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校については速やかに統廃合というものを検討しなさいと書かれています。

そのような状況を受けまして、本市においても、今後望ましい学校の規模、それからその規模を維持するための適正配置というものを考えていく

必要があるという前々から言われてきたことではありますが、いよいよ迫ってきている状況です。

小中学校が一定の規模にあることによる主なメリットとして、1ページの下に①から③と示させていただきました。

これにつきましては、委員の皆さまへお配りしました文科省から示されている手引書の案の中にも示されておりますので、後ほどご覧下さい。児童生徒にとってのメリット、教職員についても一定規模があることによるメリット、その効果が期待できるということです。

2ページ目に移らせていただきます。

教員の側から見ますと、小中学校への教員配置については、児童生徒数によって変わってくるわけですが、基本的に校長、教頭、各専門職教職員と学級担任と分けられて配置数が決まっています。その基本的な数に加えて増置教員というプラスの教員が配置になるわけですが、これは学級規模によって決まります。下の方をご覧いただきたいと思いますが、小学校ですと、12学級以下ですと増置教員は1人加配されることになっています。通常ですと教務主任という役職を務めております。13学級以上ですと増置教員が2人配置になりまして、教務主任プラス1人というように学校の方であることができるということになります。

一方、中学校の方は少し複雑ではありますが、同じように校長、教頭、事務・養護のような各専門職教職員、それから学級担任の他にやはり教科担任制ですので増置教員の数が少し違ってまいります。標準学級が12～18となっておりますが、12学級の場合は表の中程の10～15という規模の中にありまして、増置教員の数は6人ということになります。それに加えて、生徒指導を担当する立場の職員が1人加わりまして、都合7人が担任の他に増置されることになっています。

しかし、10学級を下回ってしまいますと、例えば9学級のところでですと増置教員は同じ数ではあるんですが、生徒指導を担当する役職が外されてしまって、増置が1人マイナスとなる形です。

5学級～8学級ですと増置教員は5人ということになりますし、3・4学級しかない中学校の場合は増置教員は4人となります。現在、西陵中学校は3学級ですので、増置教員は4人、早野中学校は5～8の中に位置しますので、増置教員は5人ということになって、その枠の中に位置していることになります。

この中学校の場合の、9学級を下回ってしまいますと今の西陵や早野のように全ての教科の先生がその学校に配置にはなりません。例えば、音楽・美術・家庭科については西陵と早野で講師の方が2つを掛け持ちしているというような形の配置しかできなくなってしまっている状況です。

中学校は9学級を上回ってきますと、児童生徒はクラス替えも出来ますし、教員の加配が増えて参りますので各学年での複数の教員の配置とまた同じ教科でも複数の教員を配置できるというように内容が充実してくるということです。

これらの状況を勘案しますと、下に太枠で囲ってありますが、茂原市での小中学校の適正規模につきましては、小学校は国の基準通り12学級～18学級。1学年で言いますと、2～3学級の規模。中学校においては、12学級以上ですとこの先の茂原市内の中学校の規模を考えますと、それを下回る学校も出て参りますし、9学級以上あれば各教科の教員を配置することが可能だということも含めまして、中学校の方は下限を少し下げまして9学級～18学級を適正規模とし、1学年で言いますと3～6学級と示したらどうかと事務局の方で考えているところでございます。以上が小中学校でございます。なお、3ページに現在の各小中学校の児童生徒数と学級数を太字で書いてあります。カッコ内はH32年度になった時の児童生徒数と学級数の見込みでございます。

引き続き4ページに入りまして、幼稚園の適正規模の検討についてご説明します。市内の4つの公立幼稚園の園児数につきましては、昭和54年度の420人をピークとして、それ以降減少傾向が続いている状況です。

下の表1をご覧ください。26年度の園児数は225人でピーク時との比較で53.6%となっています。27年度の募集をかけてその結果を表2の方へ書いてありますが、4つの園の合計で203人という数でございます。今年よりさらに22人減少する予定です。こういう傾向がある中で、茂原市の公立幼稚園の規模というものを検討する必要性が出てきておりますので、ここで説明させていただきたいと思いますが、市内には私立の幼稚園も5園ございまして、あと保育所もちろんあるわけですからそちらのバランスを考えていかなければならないわけですが、あくまでも私立幼稚園の園児数が24年度の園児数を同じ規模で維持していくという前提で推移を考えていきますと、公立幼稚園の園児数は32年度には187人程度に下がるのではないかと。さらに37年度から47年度まで見込みを人口推計の数を基に推計しますと47年度には126人程度の規模があれば幼稚園はまかなえるだろうと考えているところです。

現在、幼稚園の学級数の基準というのは4ページの下にあります。学校教育法第3条、第4条に基づく幼稚園の設置基準というものに示されておりまして、1学級の幼児数は35人以下を原則とするというようになっています。第4条の方は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児ということですから、満3歳での入園というのは出来ないかと捉えているところです。こちらは35人以下と示されておりますが、5ページに入りまして、茂原市においては、出来るだけ少人数指導によるきめ細かな指導が可能となるように、あるいは近年増えてきております特別な支援が必要な園児への配慮もあわせて、原則として1学級あたりの人数を30人として今年度まで内々には進めてきているところでございます。

ただ、ここで数としてきちんと定めた方がいいということで今回提起を申し上げるわけですが、一方、同じ子どもたちの通う公立保育所の基準を見ますと、市内の保育所の配置については千葉県の児童福祉施設最低基準に基づいて配置されているということです。こちらは3歳児の場合は子ども20人に対して保育士が1人というように、児童の人数によって職員の配置人数を決めているということです。4・5歳児は30人につき1人保育士を配置するというのが最低基準になっているということです。

また、千葉県のこれから増えるであろう認定子ども園認定審査基準によると、3歳児の短時間利用児、つまり幼稚園の方の教室を使う場合は30人につき1人の職員配置、4・5歳児の短時間利用児は35人につき1人の職員配置が必要とされているとのことです。

これら保育所や認定子ども園とのバランスを考慮した上で、茂原市の幼稚園の適正規模といたしますと3歳児につきましては、1学級の定員を20人以下、4・5歳児については1学級の定員を30人以下にすることが望ましいのではないかと事務局として考えているところです。このあとご意見を頂戴して、定めて参りたいと思います。

- 齋藤委員 : 児童数の減少なんです。小学校、中学校は下から上がってくるので分かるんですが、幼稚園の園児数が27年度は203人で、20年後の47年度は126人になるというのは何を基準にして出しているのですか。
- 宮本学校教育課長 : 市の方で今、子育て審議会をやっているわけですが、将来的な児童の推計をする時に国立人口問題研究所が人口の推計を出してあり、その数を基に子育て審議会での将来的な数の推計も算出してございまして、そちらをこちらの方でも使ったというのが47年度の見込み数です。
- 足立委員 : 文科省から規模適正化の手引きが出たばかりですが、要は少ないところについては統合を早くしなさいというようなことだと思います。そうすると今の西陵中と富士見中の問題について前倒しにしていくことは考えていきますか。今のところ29年度の入学生が卒業するまでとなっていると思いますが、それを前倒しにして検討委員会にかけるような話はこれから生まれてきますか。
- 鈴木教育部長 : 適正規模をやるということは、市の将来を見据えた流れの中で、適正規模を10年先なのか20年先なのか何年先まで適正であり続けるということを見越すのか、これから皆さんとの協議の中で出てくると思います。現

状、特に早急にやらなければいけない学校があるわけですが、特定の学校だけを的にして統廃合という話は無理があると思っています。全市的に一定の基準を設け、茂原市の将来、20年後も新たな基準をクリアできるような形にしないといけないと思います。そうしなければ、将来的にまた見直しに大変な労力を要することとなります。その辺のバランスを見て、どのように適正規模で見直すのか教育委員会で協議していただき、目安となる指針を定めて、やるべきではないかと考えております。

足立委員 : 現在、通学区域審議会はまだ立ちあげてないですね。これは早急に立ち上げていかないといけないと思いますが、いかがですか。

鈴木教育部長 : この話から少し離れますが、今、公共施設白書というのが叫ばれていて、茂原市も26年から28年で公共施設マネジメントということで公共施設のあり方について検討を始めているところです。コンサルタントに頼んでいるところもあります。その中で教育委員会の所管のものというのは、まず小中学校、幼稚園、社会教育施設、これが将来像としてどうあるべきかという絵を所管として書かなければいけません。その流れからすると、28年までに茂原の学校をどうすべきか結論を出せと言われても出せないと思うのですが、どういう方向で検討されるか分かりませんが、市民、保護者を交えて全体的にどうあるべきか慎重に審議する場を設けなければいけないと考えております。ただ、それがどういう組織で作るのかだとか、どういうビジョンで作っていくのかというところを今度、総合教育会議も立ち上がりますからその流れの中で基本方針を決めていただいて、その基本方針に事務方が沿って皆さんのご意見を聞きながら、たたき台を作るなりして、あるべき計画が樹立出来ればと考えております。

齋藤委員 : 学校の統廃合は教育委員会の専権事項ですが、総合教育会議で方向性を出すことが重要だと思います。大きな課題だと思います。

足立委員 : 今のご意見ですと、既にコンサルタントが取りかかっているのですか。

鈴木教育部長 : 市全体の公共施設の情報の分析をコンサルタントが実施しているはずですが。今どれだけ市が公共施設等を持っているのか。面積、棟数、年数などの基礎資料については、各所管で持っているわけですが、市全体でまとめた資料はありません。そうすると全体の公共施設の正確な実態がつかみにくいので、専門的な分析をコンサルタントが実施しています。その情報が集約され、誰が見ても課題等がすぐ理解できる形になると思います。

古谷教育長 : 西陵中の問題に戻りますが、あそこは著しく生徒数が減った場合には前倒しもあり得るといような、但し書きがあったと思いますが、現状では何人かは富士見中へ行っていますが、他からも1人2人来ているということで、急に減っているということはないです。とりあえず現状であれば、29年前に前倒しするという事は無いと考えています。これから急に多くが富士見中へ行ってしまうということであれば問題ですが。

鎌田委員長 : この問題はまだ討議しなければいけません、お時間に限りがございますので、先にもう一件のその他報告事項に入りたいと思います。

高中生涯学習課長 : 「茂原市立図書館についてのアンケート」集計についてご説明します。

図書館ですが、4月1日から指定管理者を導入して、7月20日にリニューアルオープンをいたしました。それから4ヶ月を経過し昨年の11月末に市民の意見等を集約・検証するという事でアンケートを実施しました。その集計結果がお手元の資料のとおりです。アンケートの対象者ですが、図書館、東部台文化会館、本納公民館、鶴江公民館、各福祉センターの利用者を対象者としたものでございます。実施期間ですが、昨年の11月29日から12月12日までの間、342枚を回収しました。

そちらにつきましては、後で見てもらいたいと思いますが、図書館に来た来場者の方々の声を聞きますと、明るくて広々としていい、職員対応にしても90%の方々が満足している・やや満足するという事でした。

このアンケートによりまして、色々な意見も出ています。蔵書の要望ですとか、その他市外の方々の要望ですとか、また駐車時間の要望等ありますので、こういう要望につきましては今後、生涯学習課あるいは図書館と協議して検討いたしまして改善できるものはすぐ改善しますし、これからも

検討を要するものについては随時検討していきたいと考えております。アンケートの方は以上でございます。

それから東部台文化会館の利用者数ですが、25年度ですと勤労青少年ホーム、音楽ホール、体育センター、図書室を合わせて12万人の方々が利用されています。

- 鎌田委員長 : 何かございますか。では、これは資料を見ておいてください。  
それでは戻りまして、先程の小学校、中学校の学級数の問題について何かございますか。
- 足立委員 : 非現実的かもしれませんが、例えば、長柄町や長南町など1学年が数名とかなりつつありますよね。そうなってきた状況で、茂原の小学校と統合するようなことも考えられるんですか。
- 古谷教育長 : 今の町村の考え方をみると茂原に子どもを預けようというのは出ていません。今盛んに長南や睦沢とかで合併問題が進んでいますが、将来的には色々なことがあるとは思いますが、現段階では自分の町でやるということです。
- 鎌田委員長 : 他町村の学校でいじめにあって登校拒否になっている子がいた場合、そういう方を例えば茂原の学校にということ是可以るのですか。
- 古谷教育長 : それは子どもたちのことですから出来ます。
- 鈴木教育部長 : フレンドルームもあります。  
実際問題、足立委員のおっしゃった話の延長線上の話ですが、茂原でも豊岡の清水の子どもは白子の南白亀小学校に行って、白子中学校に通っている子がいます。
- 足立委員 : それは住所を移動しなくても可能なのですか。
- 宮本学校教育課長 : はい。区域外就学ということになりまして、立地的に圧倒的に近くて安全というような場合、教育委員会同士で協議をかけて認めています。
- 鎌田委員長 : 今後、この問題については、教育委員会の中でどういう話し合いになっていけばいいですか。
- 宮本学校教育課長 : 数ですね。小学校ですと12～18学級ですとか、中学校ですと9～18学級が茂原市として適正規模なのだということを今年度末の段階で決定をしていただきたいと考えています。それを基に今後茂原市の学校の規模を考えていく1つの指標とさせていただければと思います。今はあくまでも国の基準を基にしているというような曖昧なところもあって、その根拠に困るところがありますので、茂原市としての基準を定めたいと考えています。
- 鎌田委員長 : この説明の文の中で、配置基準についてなんですけど、まず学校の基準というのは、校長、教頭、各専門職教職員あと学級担任ということ。中学校で言うと、各専門職教職員とは、どういう職員ですか。
- 宮本学校教育課長 : 各専門教職員というのは、例えば養護教諭、事務職員、栄養士、そのような職員を各学校に概ね1人配置しています。  
例えば、3学級ですと担任は3人しか配置になりません。そうすると、西陵中ですと3学級ですから3人の担当しかいないとすると、国語・数学・社会・理科など全教科教えられないということがあるので、そこは増置教員としてあと4人つくので、担任が専門としている教科が例えば国語と数学と英語だとすると、それ以外の理科や社会、体育というようなものを増置教員が教えるということになります。ただ、その数でも全部の教科を置ききれないんですよ。現在、西陵中は置ききれないですし、早野中も全部の教科を置ききれないんですよ。それが全部置けるのは、中学校で言うと全校で9学級以上あれば全部の教科の先生を置くことが可能であると考えております。
- 鎌田委員長 : 学級数に応じた増置教員がもっと多くなればね。国の基準でいくとこういようにしないといけないということですよ。
- 齋藤委員 : 小中学校で教務主任がいない学校というのは、あるのでしょうか。
- 宮本学校教育課長 : 独立して教務主任を置いていないのは、新治小学校のみです。新治小学校は、教務主任が担任を兼務しています。あとは全て独立しています。
- 古谷教育長 : 県の教育委員会から配置されるときは、この人が増置教員というように

指定されてくるのではなく、例えば中学校で10学級ある学校には10プラス6プラス1、17人先生が配置されます。その中で、担任を決めたり学年主任を決めたりします。ですから、学級数プラス増置教員プラス生徒指導担当が県から配当されるということです。

- 鎌田委員長 : 先程小学校の増置教員の話がありました、必然的に教務主任になってしまうんですか。
- 宮本学校教育課長 : そういう決まりはありません。学校の役職として何を担当しても構わないわけですが、全部の学校が教務主任という束ねる役が事務仕事なども多いので、それを専門に増置教員がやっているというのが普通です。
- 鎌田委員長 : 教務主任の仕事というのはどのようなものですか。
- 宮本学校教育課長 : 教務主任は、教育課程、各学校が授業をどういう風にやるとか年間の行事がどうだとか日程を決めたりとか、内容を精査して学校の計画を立てる役割です。今日1日はこういう日程になっていますなど全部日程を掌握して、動かしているのは教務主任が中心になってやっています。
- 足立委員 : 増置教員というのは、学級数は特別支援学級も含めた数を指すと書いてありますが、特別支援との関係はどのようになっていますか。
- 宮本学校教育課長 : 支援学級は、例えば1年生が支援学級に入級しますとなると、その分の担任は1人来ます。1年から6年生が単学級だとすると6、支援学級が1あるとその学校の学級数は7とカウントされます。
- 古谷教育長 : だから各学年で12学級の場合、特別支援学級が1つあると13学級になるから、そうすると増置教員が1人増えます。特別支援学級を1つ作ることで、担任が1人と増置教員が1人だから2人増えるのです。逆に特別支援学級に子どもがいなくなり12学級になると、担任も増置教員もいなくなるので、2人一気に減ります。
- 鈴木教育部長 : 児童生徒1人に対して、先生1人の特別支援学級があまりにも多くなってしまうと、それもまた問題が出てきます。
- 足立委員 : 例えば、学級数が5～8のところが増置教員が5と書いてあるけれど、7つ学級があって特別支援を1つ作っても同じ5人ですからね。
- 鈴木教育部長 : あまり特別支援を推進し、1人の生徒児童に1人の先生がついている特別支援学級を各学校に多数設けてしまった場合、その子が卒業した後、先生が余剰人員となることもあります。
- 鎌田委員長 : これはまた来月の委員会です。
- 宮本学校教育課長 : お読みいただいて、疑問の点が多々あると思いますので、それを寄せていただいて、議案としては3月までの委員会に上げさせていただきたいと思います。来月上旬まで、まだ意見がいっぱいあるということであれば、最長3月のところで決定をいただければ、良いと思っています。
- 鎌田委員長 : それでは、以上で第1回教育委員会会議を閉会と致します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年2月17日

委員長 鎌田 俊郎

署名委員 足立 俊夫

署名委員 鈴木 一代